資　事　第 2676 号
令和７年 12 月 17 日

神奈川県電気工事工業組合
会員　各位

横浜市資源循環局長　吉川雅和

新たに発見された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正保管の徹底等について（依頼）

平素から、本市の環境行政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサー・安定器などの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和 47 年に製造が中止されました。平成 13 年に「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、高濃度ＰＣＢ廃棄物については、国が整備した国内唯一の処理施設であるＪＥＳＣＯ（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）による処理事業が進められてきました。

しかし、**令和７年 10 月 15 日、ＪＥＳＣＯでの処理登録が終了したことから、令和７年 10 月 16 日以降、高濃度ＰＣＢ廃棄物が新たに発見された場合であっても、ＪＥＳＣＯにより処理することはできません**。

それに伴い、国から、今後、**新たに発見した高濃度ＰＣＢ廃棄物は**、新たな処理体制において適正に処理されるまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の２第２項の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、**生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管**するよう、通知がありました。

貴協会及び会員の皆様には、事業者や市民の方からＰＣＢ廃棄物等に関するお問合せや御相談があることと存じます。ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、新たに横浜市内で高濃度ＰＣＢ廃棄物が発見された場合には、所有者の方に対して、国の通知に基づき、**紛失や無許可業者へ委託することなく**、適正に保管をしていただくよう御周知いただくとともに、**速やかに横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課までご連絡くださいますようお願い申し上げます。**

添付資料

■「ＰＣＢ廃棄物適正保管手順書」
（令和７年 10 月 16 日付環循再発第 2510161 号環境省ＰＣＢ処理推進室長通知
添付資料抜粋）

担当：資源循環局事業系廃棄物対策課
小野、城田
TEL：671-2513
E-mail：sj-pcb@city.yokohama.lg.jp

別添1

PCB廃棄物適正保管手順書

適正保管

廃棄物処理法

施行規則8条の13

保管場所は、高温を避け、雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設ける。

保管場所表示の例

適正保管の例

PCB表示ラベル例

変圧器 | コンデンサー類 | 安定器類・その他の汚染物

PCBが飛散・流出・地下浸透しないように、機器類を鋼製容器、オイルパンやドラム缶などに収納

鋼製容器への収納例

オイルパンへの収納例

安定器類

PCB検体・スポイド・ウエス等

PCB廃棄物の取り扱い注意事項

1.「適正温度管理」

夏場は「高温」とならぬよう、「直射日光」を避け、「出入口や窓側」には保管しないこと。

2.「ブッシング部」の取り扱い

「ブッシング部」は、接触強度が弱く破損しやすいため、必ず「吊り受け」を持ち、移動させること。

3.「にじみ・漏れ発生時」の対処

「一般金属用補修材」による適正補修
（厚生労働省安全衛生対策要綱参照）

4.「保管場所の定期点検」の実施

事故未然防止のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」による監督の下で定期的な点検を実施する。

1.「適正温度管理」「高温」により本体から「PCB液」が漏れだす可能性があるため（容器も処理対象）

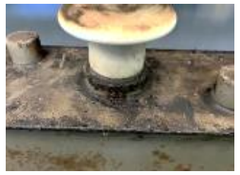

2.「ブッシング部」の取り扱い「ブッシング部」より漏れ・にじみが発生するため接触不可

「吊り受け」

3.「にじみ・漏れ発生時」の対処

「ブッシング部」補修例

「分析穴」補修例

「一般金属用補修材」

4.「保管場所の定期点検」の実施　「腐食防止・揮発防止」などの処置確認

定期的な点検を実施し、「腐食防止」などの処置が講じられているか、適正な容器保管をすることで密閉状態で「揮発防止」などの処置が講じられているかを確認する。

適正保管に必要な写真

1.保管場所

2.変圧器・コンデンサー類 重量計測

「銘板」または「実測」写真

「重量を実測」した場合実測写真が必要
補修した場合は補修箇所の写真

3.コンデンサー寸法計測

「実測」（1）～（4）の長さ

4.安定器（その他の汚染物）類

「実測」①～③いずれかの写真

①容器ごと実測（蓋や中身がわかる写真）
②同じ種類の1台を実測　③複数台を実測

「外径３０～６３ｃｍ、高さ３５～９１ｃｍの密閉できる金属製の オープンヘッドドラム缶又はペール缶」

ドラム缶（UN規格）

ペール缶（UN規格）

1.保管場所

3.コンデンサー寸法計測

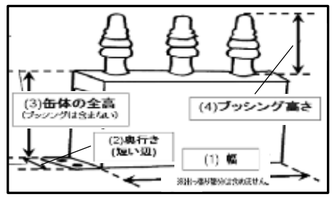

2.変圧器・コンデンサー類

【銘板写真】

【実測写真】
※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。
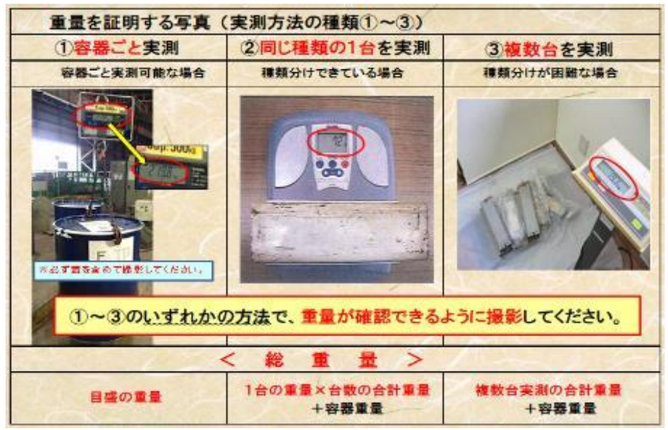
4.安定器（その他の汚染物）類